

浜松運輸区分会情報

発行責任者 鈴木 直

2017年3月10日

NO. 2

これが良識だ！！

逆転勝利！！

静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審

東京高等裁判所は3月9日、静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審で私たちの主張を支持し、勝利判決を言い渡しました。静岡地方裁判所での不当判決を覆す、良識ある逆転判決です。

裁判官は、今回の件は我々労働者が自分たちの身を守るためには、許される当然の行為だと認めています。私たち浜松運輸区分会も、本部・地本と共に地労委から多くの組合員が傍聴、証人として参加してきました。

ともすれば、裁判は上に行く程、権力・大企業有利の判決を出す傾向があり、多少の不安感はありました。しかし、我々は自分たちの行動は正しいという自信・自負があります。

会社は今回の判決を真摯に受け止め、反省し、二度とこの様な事の無い様に努めなければなりません。